

住所等の秘匿について

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟係

人事訴訟では、家事調停手続と異なり、非開示希望の申出による秘匿の取り扱いはありません。また、審理に必要な訴状等の主張書面や主張を裏付ける書証は、裁判所に提出する書面（正本）と同じもの（副本）を相手に送達や送付（交付）する必要があります。

当事者や子において、相手や第三者に知られたくない情報がある場合、知られないように御自身でその情報を守っていただく必要があります。①審理に必要でないと思われる情報を書面に記載しない、②知られたくない情報部分をマスキング処理した書面のコピーを提出するようにし、③必ず提出の前に知られたくない情報が書面中に含まれていないことを確認した上で提出してください。住所等が記載されていることが多い委任状、書証（源泉徴収票、診断書、子の学校関係資料）、訴訟救助の疎明資料、年金分割のための情報通知書を提出する際は、特に注意してください。

人事訴訟を提起する場合、訴状の原告の住所には、生活の本拠である場所を記載してください。住所欄に明らかに居住していない場所（例えば、裁判所の所在地）を記載したり、「秘匿」、または「大阪府（以下秘匿）」と記載することは認められません。相手からのDV等により「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ことから住所等を秘匿したい事情がある場合には、秘匿申立てや閲覧等制限の申立て（民事訴訟法第133条以下）を検討してください。

なお、離婚訴訟において、同居時の住所にも生活の本拠があり、原告を特定できるとして同居時の住所を記載した場合、管轄の判断等を理由に、裁判官が訴状の補正を指示することもあります。